

6. 地域づくりに関連する支援制度

○地域づくりに関連する国の支援制度一覧

※以下の支援制度は、平成20年度時点において確認できたもので、地域づくりに関連すると思われるものを各HPより抜粋したものを掲載しています。

※支援制度の活用には、各連絡先へお問い合わせ下さい。

省庁	事業名	実施主体（対象）	主な概要
国土交通省	観光まちづくりコンサルティング事業	自治体、観光関係団体、NPO等	・各地方運輸局と地方整備局が地域を選定し、アドバイザー会議によるアドバイスを実施する
国土交通省	ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業	自治体等	・地域（地方公共団体等）が国（各地方運輸局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局））と連携して行う外国人旅行者の訪日を促進するための事業に対して、支援を行う
国土交通省	「観光地域プロデューサー」モデル事業	原則として市町村	・地域の観光振興の牽引役となる人材を欲している地域と、観光地域プロデューサー希望者とのマッチングを促進する
国土交通省	みなと振興交付金	港湾所在市町村（港湾管理者との連携も可）	・みなと振興交付金は、知恵と工夫をこらし“みなと”の振興を通じて地域の活性化を図る港湾所在市町村等の取り組みを支援するための制度
国土交通省	日本風景街道（シーニック・バイウェイ）	道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とし、地域の資源を活かした多様で質の高い風景の形成等に係わる活動を実施する全ての団体が参加可能。 ただし、日本風景街道に登録をするためには、「風景街道パートナーシップ」が申請主体となる必要がある。	・地域住民や企業と行政の協働により、①道の担う役割の復古・再生、②地域の資産の活用、③新たな、多様な価値の創造、④使われ方の負の遺産の清算等を目的として、自然、歴史、文化、風景等をテーマに、「訪れる人」と「迎える地域」の豊かな交流による地域コミュニティの再生を目指し、美しい街道空間の形成を図ることをめざす取り組み
国土交通省	地域自立・活性化交付金	都道府県が作成した広域的な地域活性化基盤整備計画に基づき、都道府県が実施する事業の費用に充当するために本交付金を交付する。	・生産・物流機能の強化、観光の活性化、都市・農村交流の促進等、拠点となる施設で行われる広域的な人の往来や物資の流通を通じた地域の活性化を図る上で、必要となる基盤整備等を支援する
国土交通省	地域住宅交付金	都道府県、市町村	・地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境の整備等地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援する
国土交通省	道の駅	案内・サービス施設の設置者は市町村又は市町村に代わり得る公的団体	・一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内することにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的とする

省庁	事業名	実施主体（対象）	主な概要
国土交通省	桜づつみモデル事業	対象施設： ・良好な水辺空間の形成を図り併せて堤防の教化及び土砂の備蓄等水防活動に必要な機能等を整備のために設置する堤防側帯。 ・植樹その他地域住民が水辺空間に親しむための施設。	・水辺は貴重な水と緑の空間であり、河川の清涼な流水と緑の堤防は地域社会の憩いの場等として重要な役割を果たしてきた。しかし、河川地域の市街化等に伴い、緑が減少しつつあることから、近年良好な水辺空間の整備の一環として、堤防及びその周辺の緑化に対する養成には非常に強いものがある。このため、特に周辺の自然的、社会的、歴史的環境との関連から堤防の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る
国土交通省	水辺の楽校	国、都道府県、市町村	・「子どもの水辺」再発見プロジェクトの趣旨に鑑み、「子どもの水辺」における子どもたちの河川利用の促進、体験活動の充実を図るにあたって水辺の整備が必要となる場合について、当該箇所を「水辺の楽校」として整備し、活動のより一層の推進を図る
国土交通省	水辺プラザの整備	市町村	・市町村にある水辺の魅力を最大限に引き出す整備により、そこを訪れたいような、地域交流の拠点となる「にぎわいのある水辺」を創出する
国土交通省	観光地域づくり実践プラン 観光ルネサンス事業	市町村（関係者からなる「広域連携観光交流推進協議会」を設置する）	・「観光地域づくり実践プラン」は、官民が一体となって取り組む観光を軸とした地域づくりの立ち上げ段階で、「観光ルネサンス補助制度」は、主に民間組織が行う観光振興の取り組みに対して実施の段階で、それぞれ支援を行う
国土交通省	まちづくり交付金	市町村（特別区を含む）	・地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度 ・市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して交付金を交付する制度
国土交通省	街なみ環境整備事業	地方公共団体 ・街なみ環境整備促進区域：面積が1 ha以上であり、かつ要件（要綱に記載あり）に該当する区域 ・街なみ環境整備事業地区：街なみ環境整備促進区域内において、地区の面積が0.2ha以上であり、かつ、区域内の土地所有者等により街づくり協定が締結されている地区	・生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していない等、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図ります ・事業内容：地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動に対する

省庁	事業名	実施主体（対象）	主な概要
（前頁続き）	（前頁続き）	（前頁続き）	助成、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園等の地区施設整備、地区住民の行う門、塀等の移設や住宅等の修景に対する助成
国土交通省	まちづくり計画策定担い手支援事業	土地所有者 まちづくりNPO・公益法人 営利を目的としない法人	・密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促し、これにより自律的な建替を促進し、市街地の整備改善等を図る
国土交通省	地域資源活用構想策定等支援調査	原則複数の市町村	・地域活力再生推進調査の一環として、地域資源を活用した活力と誇りの持てる自立的な地域づくりの取り組みを調査・支援するもの。具体的には、地域資源を活用した地域づくりの構想策定、地域づくりの「きっかけ」となる活動について、地域の状況に応じ地元の官民一体となった取り組みを調査分析し、その情報発信等を通じた施策展開を図ることを目的とする
国土交通省	地域づくりインターン事業 （若者の地方体験交流支援事業）	市町村	・地域づくりに熱心な地域に、大学生や大学院生を中心とした20～35歳までの三大都市圏に居住する若者を体験調査員として派遣 ・地域で進められている地域づくり活動や、地域産業の体験、地域住民との交流等に参加し、地域の魅力を理解する
国土交通省	景観形成総合支援事業	以下の2点を満たす市町村 ・国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域 ・景観法に基づく景観重要建造物又は観重要樹木（確実に指定されると認められるものを含む）の存する地域	・地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等）を中心とした取組を支援する
国土交通省	地域振興アドバイザー派遣制度	以下に該当する市町を対象に派遣 ・一から地域づくりを行うため、その推進体制を整備しようとする市町村 ・長年地域づくりに取り組み壁にぶつかっている市町村 ・一定の成果をおさめて更に高次の地域づくりに取り組んでいこうとする市町村 ・地方拠点都市地域	・地域の活性化・交流を促進するために、様々な課題を抱えている市町村へ各分野の専門家を派遣 ・専門家から助言をしてもらうことにより、自主的な地域づくり活動等を側面から支援し、地域の活性化に資することを目的とする

省庁	事業名	実施主体（対象）	主な概要
（前頁続き）	（前頁続き）	・ 中心市街地の活性化を課題としている市町村 ・ 山村第3セクターの経営等を課題としている市町村 ・ 市町村合併検討地域及び合併後の地域づくりを課題としている地域 ・ リゾート整備を進めている地方公共団体	
国土交通省	マイタウンマイリバー整備事業	都道府県、市町村	・ 大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務でありかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街地の状況等からみて、沿川における市街地の整備とあわせて河川改修を進めることが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を行う
国土交通省	歴史的環境形成総合支援事業	国、都道府県	・ 文化庁と連携し、近年増加傾向にある文化財登録を受けた砂防設備の機能維持とあわせ、周辺環境の整備を実施し、特色ある地域の観光資源としての歴史的価値を有する文化財にふさわしい保存・利活用を通して、地域の活性化を支援する
国土交通省	ウォーキング・トレイル事業	地方公共団体	・ 国民の歩くニーズに応え、歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力ある地域づくりを図るため、生活者がゆとりとるおいの実感できる質の高い歩行空間を形成することを目的とする ・ 歩きやすさを十分配慮し、周辺景観や地域の個性を活かした歩行者専用道路等の施設の整備に対して支援を行う
国土交通省	観光地域づくり実践プラン	国土交通省の重点的な支援を受け、「観光地域づくり」を実施しようとする市町村（関係者からなる「広域連携観光交流推進協議会」を設置する）	・ 外国人観光客の増加、地域の経済活性化等を目的とした、観光を軸とした地域づくり（観光地域づくり）の取組みを支援する ・ 平成15、16年度に24カ所をモデル地域に指定した「観光交流空間づくりモデル事業」を地域づくりの取組みに発展させたもので、17年度に9カ所、18年度に4カ所、19年度は8カ所が選定されている
国土交通省	まちめぐりナビプロジェクト	単一又は複数の地方公共団体または国の行政機関が設置する関係者からなる協議会	・ 道路等を利用した観光客への情報提供の高度化による移動支援を図り、もって先進事例として地域の観光振興を推進することを目的とする ・ 対象事業：観光情報提供のための

省庁	事業名	実施主体（対象）	主な概要
（前頁続き）	（前頁続き）	（前頁続き）	体制の構築、通りの名前を利用した道案内、携帯電話等を利用した歩行者の移動支援、交差点標識とカーナビ等を連携させた案内システムの構築、観光活性化標識ガイドラインを踏まえた情報提供の充実、標識や電子媒体等様々なメディアが連携・補完できる情報提供システムの構築、外国人を含めた観光客に対する防災情報ネットワークの整備、観光案内施設によるきめ細かな情報提供等
内閣府	地方の元気再生事業	地域固有の実情に即した先導的な地域活動等幅広い取組に関する提案を公募	地方再生の取組を進める上で最大の隘路となるプロジェクトの立ち上がり段階を対象として、これまで包括的・総合的な支援が必ずしも十分になされてこなかった、専門的な人材の派遣、社会実験の実施等のソフト分野を中心に、国が集中的に支援を行う
経済産業省	電源地域産業資源機能強化事業等補助金	都道府県・市町村・商工会議所等	電源地域内における貸工場等の有効活用による産業の振興に資する事業実施に係る経費の一部を国が補助することで電源地域の振興を図る取り組みを支援する
経済産業省	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業	組合等（商店街振興組合、商店街振興組合連合会等）、特定非営利活動法人（ソフト事業が対象）、社会福祉法人（ソフト事業のうち空店舗活用支援のみが対象）	改正中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む中心市街地であって、商店街・商業者等が地権者等の幅広い関係者の参画を得て実施する取組について、「選択と集中」の視点から重点的に支援する
中小企業庁	中小企業地域資源活用プログラム（地域資源活用売れる商品づくり支援事業）	都道府県が指定した地域資源を活用する地域	地域の中小企業が有望な地域資源を活用して行う新たな事業展開を支援する
中小企業庁	小規模事業者新事業全国展開支援事業	商工会及び都道府県商工会連合会	地域の小規模事業者が、地域の資源を活用して、全国規模のマーケットを視野に入れた新事業展開を支援するため、商工会及び都道府県商工会連合会が小規模事業者と協力して行う特産品開発や観光開発、販路開拓等の取組に対し幅広い支援を行う
総務省	頑張る地方応援プログラム	地方公共団体（市町村および都道府県）	- 農林水産省、経済産業省、国土交通省等各省庁との連携による支援措置 - プロジェクト例：地場産品発掘・ブランド化プロジェクト（産地ブランド化、アンテナショップによる地域ブランドの情報発信）、定住促進プロジェクト、（空き家バン